

# 福岡県公報

平成二十二年三月二十四日  
第三千八十九号  
増刊 ①

## 目次

告示 示(第五百五十四号・第五百六十号)

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課)……………一

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

(団体指導課)……………一

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課)……………二

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課)……………二

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に係る利子補給等に関する補助金交付規程の一部を改正する告示

(団体指導課)……………三

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

(団体指導課)……………三

福岡県計量検定所の検査場に関する規程の一部を改正する告示

(商工政策課)……………四

## 告示

福岡県告示第五百五十四号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成十五年九月福岡県告示第千六百五十八

号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、借受者たる資格を有しない。

一 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第二条第三号に規定する暴力団員等(以下単に「暴力団員等」という。)

二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十七条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第二条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

### 附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の規定により貸付決定された林業・木材産業改善資金の貸付けについては、なお従前の例による。

福岡県告示第五百五十五号

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程(平成七年九月福岡県告示第千六百十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 借受者が福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第二条第三

号に規定する暴力団員等(以下この号において単に「暴力団員等」といふ。)、法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当することが判明した場合

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県告示第五百五十六号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱(平成九年十月福岡県告示第十六百二十五号)

の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げるものへの貸付けについては、利子助成金等の交付対象としない。

一 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第二条第三号に規定する暴力団員等(以下単に「暴力団員等」といふ。)

二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第七条第一項中「場合」の下に「又は第三条第三項各号のいずれかに該当するに至つた場合」を加える。

別表一中

平成21年12月18日以降 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.75	0.200	0.200	0.35
		8年を超え9年 以下	0.85	0.225	0.225	0.40
		9年を超え10年 以下	0.95	0.250	0.250	0.45

を

平成21年12月18日以降 利子補給承認分	経営安定資金 (農協)	7年以下	2.85	1.250	1.250	0.35
--------------------------	----------------	------	------	-------	-------	------

平成21年12月18日以降 平成22年1月21日以前 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.75	0.200	0.200	0.35
		8年を超え9年 以下	0.85	0.225	0.225	0.40
		9年を超え10年 以下	0.95	0.250	0.250	0.45

平成21年12月18日以降 平成22年1月21日以前 利子補給承認分	経営安定資金 (農協)	7年以下	2.85	1.250	1.250	0.35
--	----------------	------	------	-------	-------	------

平成22年1月22日以降 貸付決定分	特別資金 (公庫)	7年以下	0.80	0.200	0.200	0.40
		7年を超え8年 以下	0.85	0.225	0.225	0.40
		8年を超え9年 以下	0.95	0.250	0.250	0.45
		9年を超え10年 以下	1.05	0.275	0.275	0.50
平成22年1月22日以降 利子補給承認分	経営安定資金 (農協)	7年以下	2.95	1.275	1.275	0.40

改める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条に一項を加える改正規定及び第七条第一項の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この告示(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の規定は、平成二十二年一月二十二日から適用する。

福岡県告示第五百五十七号

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

1

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県農業改良資金貸付規程（平成十四年九月福岡県告示第千五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、貸付けの対象としない。

一 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員等」という。）

二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十九条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第二条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日、この告示による改正前の福岡県農業改良資金貸付規程の規定により貸付決定された農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

福岡県告示第五百五十八号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に係る利子補給等に関する補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に係る利子補給等

に関する補助金交付規程の一部を改正する告示

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に係る利子補給等に関する補助金交付規程の一部を改正する告示

助金交付規程（昭和三十二年十月福岡県告示第九百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、補助金を交付しない。

一 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員等」という。）

二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県告示第五百五十九号

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業近代化資金利子補給規程（昭和三十七年二月福岡県告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「その借入金を目的以外の目的に使用したときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一 借入金を目的以外の目的に使用したとき。

二 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下この号において単に「暴力団員等」という。）、法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当するに至ったとき。

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県告示第五百六十号

福岡県計量検定所の検査場に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十四日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県計量検定所の検査場に関する規程の一部を改正する告示

福岡県計量検定所の検査場に関する規程（平成十五年三月福岡県告示第六百七十二号

）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項中「又は検定」を削る。

第五条（見出しを含む。）中「又は検定」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第

一号とし、第三号及び第四号を削り、同条第五号中「検査」の下に「（指定計量証明検

査機関が行つものを除く。）」を加え、同号を同条第二号とする。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。